

Client Alert

15 January 2021

米国による対ロシアパイプライン制裁の概要と 日本企業への影響

本アラートに関する お問い合わせ先



茨城 敏夫
パートナー
03 6271 9507
toshio.ibaraki@bakermckenzie.com



鈴木 康祐
パートナー
03 6271 9698
kosuke.suzuki@bakermckenzie.com



篠崎 歩
シニア・アソシエイト
03 6271 9694
ayumu.shinozaki@bakermckenzie.com

米国政府は、ロシア産天然ガスをドイツへ輸送する海底パイプライン「ノルドストリーム2」(Nord Stream 2) プロジェクトの建設計画に対して、欧州のエネルギー供給におけるロシアの支配力が強まるとの懸念から、一定の建設計画に関与する企業関係者を対象にした制裁を課しているが、近時の報道等によれば、その対象の範囲が大きく拡大される可能性がある。

プロジェクトへの間接的な関与を含めれば、同プロジェクトに何らかの関係性を持つ日本企業も少なくない。現時点で、どのように制裁対象が拡大されるのか明確にされていない部分も多いが、本稿では、ノルドストリーム2プロジェクトを念頭に、米国政府による対ロシアパイプラインプロジェクトへの制裁の概要と日本企業に与える影響を検討したい。

関連法令

ロシアが主導するパイプラインプロジェクトに対する制裁の根拠となる法令は、欧州エネルギー安全保障法 (Protecting Europe's Energy Security Act, PEESA) 及び 2017 年米国敵対者制裁法 (Countering America's Adversaries Through Sanctions Act, CAATSA) 第 232 条の 2 つが挙げられる。これに加え、PEESA の後継法の位置付けとして、欧州エネルギー安全保障明確化法 (Protecting Europe's Energy Security Clarification Act, PEESCA) が 2021 年 1 月 1 日に成立した。これらの法令により制裁対象とされた場合、Specially Designated Nationals and Blocked Persons (いわゆる SDN) リストに掲載され米国での資産凍結や取引禁止の対象となる可能性があるなど、その事業に極めて大きなインパクトがある。そのため、日本企業としては、ロシアパイプラインプロジェクトの関与の程度が希薄であっても、何らかの関与がある場合には、米国の制裁の対象となる可能性について慎重に検討をする必要がある。

欧州エネルギー安全保障法 (Protecting Europe's Energy Security Act, PEESA)

2019 年 12 月 20 日に、2020 年国防権限法 (National Defense Authorization Act for Fiscal Year 2020, NDAA 2020) の一部として制定された PEESA は、NDAA 2020 の施行から 60 日以内とその後 90 日ごとに、ノルドストリーム 2 (又はトルコ向けパイプラインプロジェクトである TurkStream) のパイプライン建設のために、水深 100 フィート以上のパイプライン敷設作業に従事する船舶及びそのような船舶を意図的に売却、貸与、又は提供若しくはそのような取引の実施を潜脱的に支援する非米国人を指定することを米国国務長官に義務付けている。当該指定を受けた者は、原則として、資産凍結や取引



停止の対象となり、SDN リストに掲載された制裁対象者として扱われることになる。また、SDN 掲載法人の役員や主要株主は、ビザの発行が厳格化されるなどの影響を受ける。

さらに、2020 年 10 月に米務省は、「意図して該当プロジェクトの建設のために船舶を提供した」との文言解釈の明確化のためのガイダンスを公表した。当該ガイダンスにおいて、PEESA に基づく二次制裁（セカンダリーサンクション）は、対象プロジェクトのパイプライン敷設プロセスに従事する船舶の提供又は運用のために必要、又は必須のサービスや物品を提供する非米国の団体又は個人に対しても課することができることが明確にされた。つまり、そのような船舶の設備の更新又は設置のために必要な機器、サービス又は資金の提供も制裁対象の活動に含まれることとなり、そのような制裁対象となる活動に関与する者は、所在地や国籍を問わず、米国による制裁を受ける可能性があるといえる。

欧州エネルギー安全保障明確化法（Protecting Europe's Energy Security Clarification Act、PEESCA）

PEESCA は、2021 年国防権限法（NDAA 2021）の一部を構成するものである。2020 年 12 月 23 日にトランプ大統領が NDAA 2021 法案に対し、拒否権を行使したものの、2021 年 1 月 1 日に米上院が 3 分の 2 以上の賛成で再可決し NDAA 2021 は成立した。

PEESCA は、PEESA に基づくノルドストリーム 2 プロジェクトに対する制裁の対象範囲を拡大するものであり、以下の者に対する制裁対象の拡大が含まれている。

- ノルドストリーム 2 又は TurkStream プロジェクトの建設作業に従事する船舶のための保険の引受又は再保険の提供
- 船舶で使用される溶接装置の技術更新若しくは設置、又は船舶の改装若しくは停泊のためのサービス又は機器の提供
- ノルドストリーム 2 のパイプラインに必要な又はその運用に関連したテスト、検査若しくは証明サービスの提供

上記に加え、PEESCA は、パイプ敷設作業に直接従事する船舶のみならず、対象プロジェクトの建設に関連する「パイプ敷設活動」を行う船舶を指定することを米国国務長官に義務付けることで、「パイプ敷設活動」を行う者に対して制裁を課すことを可能にしている。この「パイプ敷設活動」には、現場整備、トレンチ（掘削）、調査、岩盤の打込み、埋戻し、パイプの張り付け（ストリンギング）、曲げ、溶接、コーティング、及び下降作業などパイプ敷設を容易にする活動が広く含まれる。

以上の通り、PEESCA の成立により、PEESA に基づく制裁の範囲が大幅に拡大されることになる。特に、米国政府の目的がノルドストリーム 2 プロジェクトの完成阻止にあることからすれば、米務省がパイプラインの建設を容易にする活動に関与する者を広く制裁の対象に含めるような解釈をする可能性があるため留意する必要がある。



2017年米国の敵対者への対抗制裁法（Countering America's Adversaries Through Sanctions Act、CAATSA）第232条に基づく制裁

CAATSA 第232条は、ロシアのエネルギー輸出用パイプラインの建設能力を高めることに直接的に又は大きく寄与する投資、又はロシアのエネルギー輸出用パイプラインの建設のためにロシアに対して物品、サービス、技術、情報若しくは支援を販売、貸与又は提供する者を対象とする。CAATSA 第232条の適用基準は単一の取引当たり1百万米ドル、又は12か月間の一連の取引で合計5百万米ドルに設定されており、その基準を満たす取引を行う場合は、制裁対象となり得る。

この点、CAATSAの従前の米国務省ガイダンスにおいては、2017年8月2日以降に開始したプロジェクトのみを対象とし、それ以前に開始しているノルドストリーム2及びTurkStreamプロジェクトはCAATSA 第232条の対象外とされていたが、2020年7月15日に米国務省はガイダンスを改定し、両プロジェクトが制裁対象に含まれることを明確にした。

また、改定されたガイダンスでは、「投資」の用語を広く解釈し、「資金その他の資産のコミットメント又は提供、又は関連企業に対する融資若しくはクレジットの提供」を構成する一切の取引を含むと示されている。そのため、パイプライン敷設に関与をするパイプ敷設船舶及び関連エンジニアリングサービスの提供者や金融機関など上記の投資又は活動に関与をする者がCAATSA 第232条に基づく制裁の対象となり得ることとなった。つまりは、潜在的にノルドストリーム2プロジェクトの実施のために行う融資、又はプロジェクトへの支援活動に関与する一切の者が潜在的に制裁対象となり得るといえる。

パイプラインプロジェクトに用いられる部材や機器を提供する日本企業は少なくないと見られ、その取引金額によっては、それらの取引が制裁対象となり得る点に細心の注意が必要である。

CAATSA 第232条に基づき課される制裁の内容は同法第235条に定められており、これにはSDNへの指定、米国からの輸出ライセンスのはく奪、米国管轄下での外為取引の禁止、米国の金融システムを利用した取引の禁止などが含まれる。

取引相手が制裁対象となるおそれがある場合の対応

自社の取引相手がPEESAに定める制裁対象の活動に従事している場合などの理由により米国政府によるSDNリストなどの制裁対象リストに掲載されている場合、当該掲載企業との間で一定の取引を行う非米国人（日本企業を含む）は、セカンダリーサンクションの対象となり得ることから、そのような制裁対象リスト掲載企業と取引を行うことが事実上できない。また、制裁対象リストへ掲載された者のみならず、50%以上の支配権を直接又は間接的に保有するその子会社も制裁対象者として扱われ得る。取引相手の支配関係が公開資料からは明らかとならないケースも多く、潜在的な制裁リスクが疑われる取引を行う場合には、取引相手より事前に株主情報の開示を求めることが考えられる。加えて、当該取引相手との契約上、対象取引が制裁対象と



ならないことの表明保証を得ることや、万一、将来、対象取引が制裁対象となる場合に、責任を負うことなく、取引を停止することができる権利の確保が必要となる。また、ロシア企業との取引においては、ロシアの裁判所が管轄裁判所に指定されることも少なくないが、ロシアの裁判所は、米国の制裁の有効性を認めないことから、米国の制裁を理由とする取引の停止に関する条項の有効性も否定される可能性が高く、契約書における紛争解決条項についても留意する必要がある。いずれにしても、潜在的な制裁リスクのある取引を行う場合には、その契約内容については、専門家のアドバイスを踏まえた慎重な検討が求められる。

おわりに

上記で検討した通り、ノルドストリーム2プロジェクトに直接又は間接的に関与する日本企業は、潜在的に米国の制裁の対象となり得るといえる。万一、制裁対象となると、企業の存続に影響しかねない極めて大きなインパクトがある。そのため、自社の取引にノルドストリーム2プロジェクトに関連のあるものが含まれている場合には、その取引に起因する制裁リスクの有無やその程度について、検証を行うことが必須といえる。これに加え、現在の報道にあるように、米国とロシアの政治的な緊張関係などにより、制裁対象となる活動が更に拡大される可能性が常にある状況にあり、関連する制裁関連の法令の状況について注視し、自社に影響があり得る制裁範囲や制裁内容の拡大がなされる場合には、直ちにこれに対処できるように準備する必要がある。